

仕 様 書

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「病院」という。）におけるサージカルリネン賃貸借は、本仕様書に基づき行うものとする。

1 件名

サージカルリネン賃貸借

2 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 納入場所

名古屋市千種区若水一丁目2番23号

病院の指定の場所

4 使用場所

病院内手術室

5 賃貸借物件

内訳書のとおり

6 概算数量

賃貸借期間中、賃貸人が供給すべきサージカルリネン（以下「物件」という。）の概算数量は、内訳書のとおりとする。また、病院内に常に配備しておくことを必要とする使用前の物件の在庫数量（以下「在庫数量」という。）は、内訳書を参考とすること。詳細については病院担当者の指示に従うものとし、賃貸人はその在庫数量を維持すること。病院は在庫数量の変更をする場合は、賃貸人に通知し、賃貸人は1週間以内に対応するものとする。

なお、賃貸借期間の開始に当たり準備する在庫数量分は概算数量に含むものとする。

7 洗濯、補修、滅菌の基準等

賃貸人は、次に掲げる基準等に従い物件の洗濯、補修、滅菌等を行うこと。

- (1) 各物件の材質、汚染状況等に応じた適切な洗濯、補修、滅菌（高圧蒸気滅菌）等を行い、常に清潔かつ衛生的な物件を供給すること。また、使用者に不快感を与えるものや不衛生なものは供給しないこと。
- (2) 「医療現場における滅菌保証のガイドライン 2021」に従い滅菌をすること。
- (3) 滅菌済の物件は、滅菌状態で包装された状態で供給すること。
- (4) 物件の撥水性を維持するためにメーカーが推奨する洗浄方法を遵守すること。
- (5) 1回目使用以降の物件は、毎回すべて熱水による消毒（80℃×10分）を行うこと。

- (6) 1 回目使用以降の物件は、ライトテーブルによるピンホール検査を行い、補修が必要となる場合は熱圧着シート（防水性があり、かつ、高圧蒸気滅菌装置による滅菌に耐えられるもの）による補修をした上で、ピンホールのない物件を納品すること。
- (7) 各物件の洗濯回数を管理できるシステムを有すること。
- (8) 常に内訳書に定める耐水圧基準値以上の物件を納品すること。また、物件については、洗濯を行う都度、適宜耐水圧検査を行うこと。この検査資料についてはバックデータ構築のため記録をし、病院が情報提示を求めた際は速やかに情報提示すること。検査方法は、JISL1092（低水圧法）によること。
- (9) 滅菌済の物件には、リスクマネージメントの一環としてリコールのためのロット番号及び滅菌期限を記載すること。

8 搬入及び搬出

賃貸人は、次に掲げる基準等に従い、物件の搬入及び搬出等を行うこと。

- (1) 清潔な物件が汚染されることのないよう、常に衛生的に取扱うこと。また、搬入及び搬出の際は、供給する物件と使用済み物件が混在しないように完全に分離して取扱うこと。加えて、使用済み物件を搬出した車両は日々消毒等を行うこと。
- (2) 賃貸人は、病院の指定する場所に使用済み物件専用回収袋（以下「回収袋」という。）付きのカートを準備すること。また、回収袋付きのカート及び予備の回収袋はすべて賃貸人の負担により用意するものとし、その数量及び配置場所については、契約締結後、病院と賃貸人の協議の上、決定するものとする。
- (3) 賃貸人は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日（以下「休日」という）を除き、物件の搬入及び搬出を週 3 回以上賃貸人と病院で協議し決定した日に行うものとし、病院の指定する在庫数量を維持するものとする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、病院は、休日が 3 日以上連続して続く等の理由により必要がある場合には、休日に物件の搬入及び搬出を要請することができるものとし、この場合、賃貸人はこれに応じなければならない。なお、その際の搬入及び搬出日時については、病院と賃貸人の協議の上、決定するものとする。
- (5) 賃貸人は、病院の指定する場所に設置された回収袋から使用済み物件を適時に搬出するとともに、その都度清潔な状態に復し、衛生の維持に努めること。
- (6) 賃貸人は、病院の指定する場所に、在庫数量を維持するのに必要な数量の物件を遅滞なく搬入し、納品すること。
- (7) 賃貸人は、納品時に病院職員による納品検査を受けるものとし、その際に納品書を提出すること。また、不完全な物件等が判明した場合は、速やかに交換等の対応を行うものとする。

9 費用負担区分

物件の洗濯、補修、滅菌、保管及び運搬等の本仕様書に基づく業務の遂行に必要な設備、備品及び材料に係る費用は、すべて賃貸人の負担とする。

10 継続的な業務の遂行

賃貸人は、天災地変その他の事情により業務の遂行ができなくなった場合においても、物件の供給が円滑に継続して行われるように、賃貸人に代わって契約を履行する代行保証人を定めるものとする。

11 支払方法

- (1) 支払は月単位で行うものとし、賃貸人は毎月の賃貸料を翌月の 10 日までに賃借人に請求するものとする。
- (2) 賃借人は、有効な請求書を受領した月の翌月 25 日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）に受託者に支払うものとする。
- (3) 支払金額は、契約単価に供給数量を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税等を加えた額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

12 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 賃貸人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 賃貸人が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項のうち、この契約の履行上当然に必要な事項については、賃借人の指示に従い賃貸人の負担で実施するものとし、その他の事項については、賃借人と賃貸人の協議の上、実施するものとする。
- (2) 賃貸人は、この契約を履行するに当たり、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）その他関係法令を遵守し、義務付けられている研修・講習を従事者に受講させること。
- (3) 賃貸人は、この仕様書に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学契約規程その他関係法令に従わなければならない。
- (4) 契約期間の内に、賃貸借物件の規格等を変更する際は、変更の 1 か月前に報告をすること。
また、変更物件についての情報を提示するとともに、サンプルの提供等を行ない、病院の了解を得た上で変更すること。
- (5) 賃貸人は、別添の「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

内 訳 書

品名	品番	規格	耐水圧基準値 ANSI/AAMI PB70 規格	年間概算数量 () 内は参考在庫数量)
器械台カバー	CPX-9225	S (134 × 178cm)	レベル 4	400 枚 (15 枚)
		M (160 × 190cm)		2100 枚 (15 枚)
上掛け四角巾	CPW-9245	140 × 180cm	—	800 枚 (15 枚)
		140 × 200cm		1800 枚 (15 枚)

※ 上記の製品（ナガイレーベン株式会社 COMPELPAK）は参考であり、同等以上の性能を有する他メーカーの製品については、見本及びカタログ等の仕様が分かるものを提出し、賃借人の了解を得た上で納品すること。

※ 耐水圧基準値は、ANSI/AAMI PB70 規格におけるレベルを表す。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。